

「コムストックローン約款」【新コムストックローン・野村証券】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日 : 2026 年 5 月 25 日]

(下線箇所が改正部分)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">コムストックローン約款 【新コムストックローン・野村証券】 日本証券金融株式会社</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (契約の成立および契約期間) 1 ~ 5 (現行どおり) 6 日証金の審査の結果、<u>適当と認められたときは、日証金はお客様に対し、日証金のコムストックローンウェブサイト(以下「日証金ウェブサイト」といいます。)で使用するログインID、ログインパスワードおよび取引パスワード(以下「パスワード等」といいます。)を発行し、日証金所定の方法により通知します。</u></p> <p>(1) <u>お客様は、日証金ウェブサイトの利用(ログインを含みます。以下同じ。)ならびに本融資にかかる申込み、照会その他日証金が定める所定の手続き(以下総称して「各種手続き」といいます。)を行うにあたり、ログインIDおよびパスワード等ならびにワンタイムパスワードおよびパスキー(FIDO等に準拠する公開鍵暗号方式)その他の日証金が定める認証方式(以下「認証方式」といいます。)のうち、日証金が求める認証方式による確認ができた場合に限り、各種手続きを利用することができます。</u></p> <p>(2) 日証金は、<u>前号の認証方式による確認がなされたこと</u>をもって、お客様の本人確認を行い、日証金ウェブサイトの利用がお客様本人によってなされたものとみなします。</p>	<p style="text-align: center;">コムストックローン約款 【新コムストックローン・野村証券】 日本証券金融株式会社</p> <p>第 1 条 (省 略)</p> <p>第 2 条 (契約の成立および契約期間) 1 ~ 5 (省 略) 6 日証金の審査の結果、<u>適当と認められたときは、お客様に日証金のコムストックローンウェブサイト(以下「日証金ウェブサイト」といいます。)のログインIDおよびパスワードを発行し、お客様がコムストックローン利用申込書に記載された住所へ発送します。日証金ウェブサイトの利用方法およびログインID等の管理は、次のとおりとします。</u></p> <p>(1) <u>お客様は、日証金ウェブサイトの利用にあたっては、ログインIDおよびパスワードを必要とし、日証金発行のログインIDおよびパスワードとお客様が利用時に入力するログインIDおよびパスワードとが一致した場合のみ利用することができます。</u></p> <p>(2) 日証金は、<u>ログインIDおよびパスワードの確認</u>をもって、お客様の本人確認を行い、日証金ウェブサイトの利用がお客様本人によってなされたものとみなします。</p>

改正案	現 行
<p>(3) <u>パスワード等ならびにワンタイムパスワードおよびパスキーその他の認証方式に関する情報</u>（以下総称して「<u>認証情報</u>」といいます。）の管理は、お客様の責任において行うものとします。<u>日証金は、第1号の認証方式による確認がなされたことをもって、お客様ご自身が入力等されたか否かにかかわらず、お客様ご自身による入力等がなされたものとして取扱うこととします。</u></p> <p>(4) <u>お客様は、認証情報を第三者に貸与、譲渡、担保提供その他第三者の利用に供してはならず、また第三者と共同して利用してはならないものとします。</u></p> <p>(5) <u>お客様は、認証情報が他人に知られることのないように善良な管理者の注意をもって管理していただくものとします。日証金は、認証情報の不正使用のおそれその他前各項に反する状況があると判断した場合、日証金ウェブサイトの利用または各種手続きの受付を停止または制限できるものとします。</u></p>	<p>(3) <u>ログインIDおよびパスワードの管理は、お客様の責任において行うものとし</u>ます。</p> <p>(4) <u>ログインIDおよびパスワードの第三者への貸与または譲渡は、禁止</u>します。</p> <p>(5) お客様は、<u>ログインIDおよびパスワードを他人に知られることのないように善良な管理者の注意をもって管理していただくものとします。</u></p>
7 ~ 9 (現行どおり)	7 ~ 9 (省 略)
第3条 ~ 第9条 (現行どおり)	第3条 ~ 第9条 (省 略)
第10条 (危険負担、免責条項等)	第10条 (危険負担、免責条項等)
1 ~ 3 (現行どおり)	1 ~ 3 (省 略)
<p>4 次に掲げる事項によりお客様に生じた損害については、日証金および提携証券会社はその責任を負わないものとします。ただし、日証金および提携証券会社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) <u>日証金ウェブサイトの利用にあたり、その事由の如何を問わず、日証金所定の認証方式により行われた取引について生じたもの</u></p>	<p>4 次に掲げる事項によりお客様に生じた損害については、日証金および提携証券会社はその責任を負わないものとします。ただし、日証金および提携証券会社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) <u>日証金ウェブサイトの利用にあたり、その事由の如何を問わず、入力されたログインIDおよびパスワード(第三者により入力された場合を含みます。)</u>が日証金発行のログインIDおよびパスワードと一致することにより行われた取引について生じたもの</p>
(2) ~ (3) (現行どおり)	(2) ~ (3) (省 略)
5 ~ 7 (現行どおり)	5 ~ 7 (省 略)

改正案	現 行
<p data-bbox="161 252 707 284">第11条～第19条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1043 347 1122 379">以 上</p> <p data-bbox="232 395 338 427"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="185 443 723 475"><u>この改正約款は2026年5月25日から実施します。</u></p>	<p data-bbox="1144 252 1691 284">第11条～第19条 (省 略)</p> <p data-bbox="2024 347 2103 379">以 上</p>